連携事業者となるための基準にかかる確認書

大阪市生野区役所における事業連携協定及び包括連携協定の締結・変更・中断・解除に関する基準（令和７年４月１日制定。以下「基準」という。）第３条の条件を満たして　　　　いることを確認しました。

【基準第３条抜粋】

（事業連携協定等締結にかかる企業等の基準）

第３条　事業連携協定等を締結できる企業等の基準は次のとおりとする。

（１）企業等が次に掲げるもの全てに該当すること。

ア　事業連携等の目的を理解し、賛同しているもの。

イ　生野区と協働で取り組む意欲のあるもの。

ウ　知識、技術、資産、ノウハウ等、保有する資源を活用することができるもの。

エ　生野区との連絡調整を密にしながら、継続的に連携することができるもの。

（２）企業等が次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

ア　法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの。

イ　公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの。

ウ　民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの。

エ　国税又は地方税の未納があるもの。

オ　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けているもの。

カ　人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの。

キ　政治活動を助長するおそれのあるもの。

ク　宗教活動を助長するおそれのあるもの。

ケ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団であるもの。

コ　大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者であるもの。

サ　次に掲げる業種に該当するもの。

（ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年７月10日法律第122号）で、　風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を営むもの。

（イ）ギャンブルに関する業種を営むもの（宝くじに係るものを除く）。

シ　その他事業連携の対象としないことが適切であると認められるもの。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　住　所：

法人名：

代表者：